

発議第3号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣及び内閣官房長官宛て提出するものとする。

令和2年7月1日提出

提出者 和歌山市議会議員

中谷謙二

中尾友紀

松井紀博

姫田高宏

山本忠相

浜田真輔

山野麻衣子

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案

加齢性難聴は、日常生活に支障を来し、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな要因となっている。最近では、難聴により会話等のコミュニケーションが減り、脳に伝達する情報が少なくなることによって機能低下をもたらす、鬱や認知症を発症する危険因子となることも指摘されている。

我が国と欧米諸国を比較してみても難聴者率に大差がないにもかかわらず、補聴器の使用率は極めて低い状況にあり、速やかな普及が望まれるものの、国の補助対象は身体障害者福祉法に規定する一部の身体障害者に限られているのが現状である。補聴器は高額で保険の適用がなく、加齢性難聴者に対する公的補助制度もないため利用者の負担が大きく、普及が進まない要因となっている。

補聴器の普及は、加齢性難聴となっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかな生活を送り、鬱や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられる。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設されるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。